

地物研連の7分科会は研連に

—日本学術会議第96回総会報告—

日本学術会議第96回総会が10月16, 17の両日開かれた。今回の主要な問題は前回の総会で指定された、いわゆる推薦研連以外の研連を含めたすべての研究連絡委員会を指定する規則を制定することであった。審議の結果、180研連の指定と、2,370名の委員定数の各研連への配分数が決められた。第4部世話担当の研連は、研連数31, 委員定数537名となった。委員定数は部長保留分9名を残し、すべてそれぞれの研連に配分された。

地物研連では従来から7分科会の研連への昇格を要望していたが、この総会でこの要望が認められ、すべて研連になり、地球物理学関係は、総合研連的な地球物理学研連を含め8研連となった。委員定数も従来の59名から72名に増加した。しかし、希望委員数79名は認められなかった。地物関係の研連の委員の配分数は下表の通りである。

地物関係研連の委員定数配分表

	従来の委員定数				希望委員数	配分数
	A	B	C	計		
地球物理学	3	-	-	3	9	9
測地学	8	-	2	10	10	9
地震学	8	-	2	10	10	9
火山学	8	-	1	9	10	9
地球電磁気学	8	-	2	10	10	9
気象学	8	-	2	10	10	9
陸水	8	-	2	10	10	9
海洋物理学	8	-	2	10	10	9

委員定数の配分が上記のように確定したので、研連は11月からこの新体制に移行する。それに伴って、従来の委員は10月31日付で解嘱され、11月1日付で再委嘱される。その際、C委員も正式の委員として委嘱されるが、地物関係では、従来の7分科会のC委員全員を委員にすると配分定数以上になるので、12期だけは暫定的に部長保留分の定数を使用する。しかし、13期以降は新定数の委員数以外は認められないことになったから、13期の委

員の推薦の際はこの点に留意する必要がある。

新しい地物研連の委員中、現在の委員長、および幹事の3名も同様に11月1日付で委嘱手続きがとられるが、その他の増員になった部分は、研連からの追加申請を待って委嘱されることになった。この研連は13期以降はこの研連を通じて推薦され学術会議会員として任命された者2名と従来の7分科会が昇格した7研連の委員長7名の合計9名で構成する予定になっている。12期では暫定的に委員長、幹事および会員の出ていない研連から委員を追加するのがよいのではないかと思う。

総会ではこの他、「研究連絡委員会の設置規準及び実施要領」、「地方区会議について(申し合わせ)」、「学・協会との連絡のための届出について(内規)」などが決められた。研連の設置規準で最も問題になったことは、従来運営審議会に届け出るだけで設けることの出来た研連内の小委員会は、研連数や委員数が大幅に増加したので認められないとする点であった。これに対し、地物研連内には国際対応をしている津波小委員会、ルーチン的な業務をしている標準海水小委員会の他、WCRP小委員会のように気象庁など行政機関からの参加を容易にするために設けられる委員会があり、これを廃止することは出来ないと強く主張した。他からも同様な意見が多く出され、規則等策定委員会の中の「内部組織検討小委員会」で検討することになった。

地方区会議についての申し合わせは、今回の法改正で、選挙区としての地方区が廃止された結果、ある部の会員が1名もいないような地方区が生じるおそれがあり、その場合の地方区会議をどう組織するかという問題で、その場合はその地域在住の研連委員など会員外の科学者を構成員にするという内容のものである。

学・協会との連絡では従来“登録学・協会”という制度があった。今回の法改正で、会員推薦のための“登録学術団体”という言葉が作られ、名称がまぎらわしいので“連絡学・協会”に改められた。それと同時に推薦管理会に「登録学術団体」と認定された学・協会は学術会議内での審査なしで「連絡学・協会」になるようになった。ただし、申請は別個に出す必要がある。近く各学・協会に対し申請書を同封して連絡が来る予定である。

(日本学術会議第4部会員 増田善信)